

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導の状況について

1 運営指導の概要

(1) 対象事業

居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業
共同生活援助事業（グループホーム）
一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

(2) 指導形態

- ア 集団指導
- イ 運営指導

(3) 運営指導実施機関

事業所の所在地を管轄する健康福祉センター

(4) 資料の提出（毎年7月頃）

- ア 状況調査資料（※例年、運営指導対象事業所のみ）
- イ 自己点検表

※点検項目ごとに内容を確認することにより基準等の理解を促進するために提出をお願いしています。改めて基準等を満たして事業運営を行っているかを確認する機会として、作成に取り組むようにしてください。

2 運営指導における主な指導内容等（居宅介護等訪問系）※R元～R7運営指導の内容

(1) 人員基準

ア 従業者

- 併設の他事業所で働いた時間を含めて常勤換算後の人数を算出していた。
- 常勤専従の職員について、サービス提供時間外に介護事業とは関係ない業務を行っていた。

- ・従業者が併設事業所の職員として従事する場合は、当該事業所の従業者としての勤務時間と他の事業所の従業者としての勤務時間を明確に区分すること。
- ・常勤換算方法で算入することができる「勤務時間数」は、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間のみ。

- 従業者に関する雇用契約を確認できる書類がなかった。

- ・雇用契約の更新が必要な者についても、労働基準法第14条の規定に基づく協定の締結を行うこと。

イ サービス提供責任者

- 同行援護のサービス提供責任者が資格要件を満たしていなかった。
- 常勤専従のサービス提供責任者が勤務時間中に他事業に従事していた。
(日中一時の支援をしていた。隣接の生活介護事業所で支援をしていた。)

- ・常勤の従業者であって専従のサービス提供責任者を配置基準に応じて1名以上配置すること。
- ・当該事業所の管理者との兼務可。
- ・一体的に運営する障害者総合支援法の居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護及び介護保険法の訪問介護、同一敷地内にある移動支援事業の職務には従事できる。

- サービス提供責任者が作成後の居宅介護計画等の実施状況を把握していなかった。

- ・サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行うこと。

ウ 管理者

- 管理者が併設する他事業所の介護職員と兼務していた。
- 管理者が、従業者の勤務状況や業務内容を把握しておらず、届出上のみの管理者となっていた。

- ・管理者は、常勤専従が原則。ただし管理上支障がない場合は、当該事業所のその他の職務及び同一敷地内にある他の事業所・施設の職務を兼ねることができる

(2) 運営に関する基準

ア 内容及び手続きの説明及び同意

- 利用者との間でサービス提供に係る契約が成立した際に、契約書を作成していなかった。
- 報酬改定による利用料金の変更のための同意書について、変更後の利用料金の記載のないものがあつた。新料金を記載し説明を行ない同意を得ること。

- ・契約が成立した場合は、サービス提供内容や利用開始日、利用料などの契約内容を含んだ契約書を作成すること。

イ 契約支給量の報告等

- 受給者証に契約年月日等必要事項の記載及び市町への報告をしていなかった。

- ・サービス提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に必要事項を記載し、遅滞なく支給決定市町に報告すること

ウ サービス提供の記録

- 実施したサービスの内容を記録していなかった。
- サービス提供した際の、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載していなかった。

- ・サービス提供記録にはサービス提供日及び時間等に加え、サービスの具体的内容等どのようなサービスを実施したか記録すること。
- ・サービス提供の記録は報酬請求の根拠となるため、支援した内容を具体的に漏れが無いように記録すること。

エ 指定居宅介護の基本取扱方針

- 提供するサービスの質の評価を行っていなかった。
- ・指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

オ 居宅介護計画の作成

居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画・行動援護計画（以下居宅介護計画）

- 居宅介護計画が作成されていないままサービスを提供していた。
- 居宅介護計画は作成しているが、利用者の同意を得て交付していることが確認できなかった。
- 居宅介護計画に必要な項目が記載されていなかった（アセスメントを行っていなかった）。

- ・サービス提供責任者は利用者の状況及び希望を踏まえて、援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにした計画を作成しなければならない。
- ・サービス提供責任者は従業者の行うサービスが計画に沿って実施されているか把握し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ・作成した計画は利用者に交付しなければならない。
- ・計画に位置付けのない内容のサービス提供については、報酬を算定することはできない。

- 居宅介護計画が、サービス等利用計画に沿った内容となっていなかった。

- ・居宅介護計画の内容は、サービス等利用計画の内容に沿ったものでなければならない。
- ・サービス等利用計画の写しの交付を求め、居宅介護計画とあわせて保管しておくこと。

- サービス等利用計画の変更により、サービス内容や提供時間に変更が生じているが居宅介護計画の変更を行っていなかった。

- ・サービス内容等に変更が生じ、実際のサービス内容等と合致しない場合、サービス提供責任者は速やかに必要な変更を行うこと。

カ 管理者及びサービス提供責任者の責務

- 管理者が従業者としての業務に忙殺され、管理者の本来業務（従業者及び業務の一元的管理、従業者に対しての指揮命令等）の遂行に支障が生じていた。
- 管理者が従業者の勤務状況や訪問介護の業務内容を把握していなかった。

【管理者の責務】

- ・従業者及び業務の一元的な管理を行わなければならない。
- ・従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

- サービス提供責任者がサービス提供責任者の責務を把握していなかった。
- 従業者としての業務が、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障をきたし、サービス提供責任者の責務を果たしていなかった。

【サービス提供責任者の責務】

- ・利用申込みに係る調整
- ・居宅介護計画の作成、説明、同意、交付
- ・居宅介護計画の実施状況の把握、計画変更
- ・従業者に対する助言、指導等必要な管理
- ・その他サービス内容の管理について必要な業務 等

キ 運営規程

- 重要事項説明書と運営規定の内容が相違していた。
- 実態と運営規程が整合していなかった。
- 重要事項説明書に変更があった場合は、利用者へ説明をし、同意を得ること。

- ・常に実態と整合性をとり、必要に応じて運営規程を変更すること。また、運営規定の内容を変更するときは、変更届を提出すること。
- ・運営規定や重要事項説明書に虐待防止のための措置に関する事項として、「待防止に関する担当者の選定」「成年後見制度の利用支援」「苦情解決体制の整備」「従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施」「虐待防止委員会の設置等に関すること」等を定めること。

ク 情報の提供等

- 研修実施に係る記録がない。

- ・研修実施後は、実施記録及び研修で使用した資料等を保管すること。
- ・研修は一部の従業者だけではなく、全ての従業者が参加できるように複数回行うなど工夫して実施すること。

ケ 勤務体制の確保等

- 毎月の勤務予定表を作成していない。
- 勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。
- 勤務予定表に、勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係を明記されていない。

- ・事業所ごと、月ごとに作成すること。作成する際は、人員基準を満たしているか常に確認すること。
- ・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係を明記すること。

コ 秘密保持等

- 個人情報の利用について、家族の個人情報を用いる場合に家族の同意を得ていない。
- 複数のサービスの個人情報を混同して保管していた。
- 個人情報の保管庫について、施錠ができないものとなっていた。

- ・利用者の個人情報を用いる場合は利用者から、家族の個人情報を用いる場合は家族から同意を得ること。
- ・利用者だけではなく、家族の同意欄も設けた様式にすることが望ましい。

- 従業者又は従業者であった者に対し、業務上知りえた利用者等の情報を漏らさないための措置が取られていなかった。

- ・従業者から守秘義務に係る誓約書を提出させる等の必要な措置を講じること。

サ 掲示

- 必要な情報を掲示していなかった。

- ・事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、苦情の窓口その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

シ 会計の区分

- 会計が区分されていなかった。

- ・会計は事業ごとに区分すること。
例えば、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業で全て区分が必要。

ス 業務継続計画の策定等

- 業務継続計画の策定を行うこと。

セ 苦情処理

- 提供するサービスの利用者又はその家族から苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録、保管すること。

(3) 報酬算定

ア 基本事項

- 実際のサービス提供時間より長時間での算定をしている事例等が複数件見受けられたので、改善すること。
- サービス等利用計画内容に沿わない指定居宅介護計画が作成され、サービスが実施されている事例が見受けられた。

イ 2人の居宅介護従業者による提供

- 2人の従業者によるサービス提供について、居宅介護計画に明示されていなかった。
- 2人の従業者によるサービス提供について、利用者の同意を得ていなかった。
- サービス提供記録に2人の従業者でサービス提供した記録がされていないにも関わらず、2人の従業者による単位を請求していた。

- ・同時に2人の従業者によりサービス提供を行う場合は、2人の従業者による支援の要件を満たしており、利用者の同意を得、居宅介護計画に位置付けた上で行うこと。
- ・サービス提供記録に2人の従業者で行った旨等記載すること。

ウ 初回加算

- サービス提供責任者が同行したことのみをもって初回加算を算定していた。

- ・初回加算については、居宅介護等計画の作成を行った利用者に対して、サービス提供責任者が同行等を行った場合に算定できる。

エ 特定事業所加算

- 特定事業所加算の算定については、基準にある加算の算定要件を適正にすべて満たすこと。

- ・職員の退職、人員配置の変更等があった場合は必ず算定要件を再確認すること。
- ・人員配置の変更等により加算取得要件を満たさなくなった場合は、変更届を提出すること。

●指定共同生活援助の質の評価を行っていないかった。

- ・指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（基準省令第210条の5第4項）

●内容及び手続の説明及び同意の方法等が適正でなかった。

- ・指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、（中略）重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。（基準省令第9条準用）
- ・指定共同生活援助事業者は、（中略）あらかじめ、利用申込者に対し、（中略）提供するサービスの第三者評価の実施状況等の（中略）重要事項について、（中略）懇切丁寧に説明を行い、（中略）同意を得なければならないこととしたものである。（解釈通知第三の3(1)準用）

●共同生活援助計画の作成方法等が適正でなかった。

- ・サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、（中略）共同生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、（中略）その他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。（基準省令第58条第4項準用）

●預り金の出納管理等が適正に行われていなかった。

- ・預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合は、(1)責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、(2)適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、(3)利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。（平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」）

4 運営指導における主な指導内容（一般相談支援事業） ※R元～R7運営指導の内容

- 提供するサービスの質の評価を行っていなかった。

・指定相談支援事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 相談支援専門員を新たに配置したが、変更届を提出していなかった。
- 実態と運営規程が整合していなかった。

・新たな相談支援専門員を配置する際は、研修受講の有無や必要な実務経験を満たしているか等を確認するため、必ず変更届を提出すること。

・常に実態と整合性をとり、必要に応じて運営規程を変更すること。また、運営規定の内容を変更するときは、変更届を提出すること。

- 会計が区分されていなかった。

・会計は事業ごとに区分すること。
例えば、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域移行相談支援事業、地域定着相談支援事業で全て区分が必要。

- 緊急時支援費の算定に当たり、必要な記録がなかった。

・要請のあった時間、提供時刻、緊急時支援の対象である旨を記録すること。